

県南広域振興局長告示第 251 号

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

平成 19 年 12 月 7 日

県南広域振興局長 酒 井 俊 巳

- 1 道路の位置 胆沢郡金ヶ崎町西根本宮後 63 番及び 63 番地先認定外道路の一部
- 2 指定図 別紙のとおり。「別紙」は、省略し、県南広域振興局土木部及び金ヶ崎町役場に備えておいて縦覧に供する。